（その１）

収支報告書

令和7年分
（　　開催分）

（ふりがな）　せんだあきひろをそだてるかい

1 政治団体の名称　せんだあきひろを育てる会

2 主たる事務所の所在地　岐阜県羽島市足近町南宿4441-1
フォンテーヌヨシダ２C

3 代表者の氏名　(姓) 仙田　(名) 晃宏

4 会計責任者の氏名　(姓) 仙田　(名) 晃宏

事務担当者の氏名
(姓) 大塚　(名) 浅子
(電話) 090-2924-7054
(電話)
(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) 仙田　(名) 晃宏

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
公職の候補者の氏名等	(姓) 仙田　(名) 晃宏
公職の種類等（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名等（２人目）	(姓)　(名)
公職の種類等（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名等（３人目）	(姓)　(名)
公職の種類等（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

岐阜県選挙管理委員会 受付 -8.6.-2

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	3,989,616
（前年からの繰越額）	1,794,540
（本年の収入額）	2,195,076
支　出　総　額	764,547
翌年への繰越額	3,225,069

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	124,500	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	12,576	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	137,076	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	137,076	

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	衆議院議員せんだあきひろ政経セミナー	2,058,000	令和7年10月10日　各務原市産業文化センター
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	2,058,000	
	合計	2,058,000	

（その７）

行番号	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		1. 個人	
	寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）		職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
				都道府県、郡及び市区町村	町又は字以降		
1	マツバラ　リエ　松原理英	60,000	R7/8/19	岐阜県大垣市泉町2-96-1		医師・開業医	
2	マツバラ　ヨシタカ　松原好孝	60,000	R7/8/19	岐阜県大垣市泉町2-96-1		自営業	
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	その他の寄附	4,500					
	合計	124,500					

（その７）

行番号	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の寄附	12,576				
	合計	12,576				

その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	29,048	0	
(4) 事務所費	72,692	0	
小計	101,740	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	344,112	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	318,695	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	93,117	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	225,578	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	662,807	0	
合計	764,547		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	消耗品代	26,217	R7/9/17	Bee Venue	岐阜県羽島郡笠松町田代190-3	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	26,217				
	その他の支出	2,831				
	合計	29,048				

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	監査報告書作成費など	22,000	R7/5/7	丹羽忠司税理士・行政書士事務所	岐阜県岐阜市雄総柳町2-39	
2	会議室使用料	47,500	R7/10/10	各務原市施設振興公社	各務原市那加桜町2丁目186番地	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	69,500				
	その他の支出	3,192				
	合計	72,692				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	お弁当代	10,368	R7/10/4	木曽路各務原店	岐阜県各務原市三井東町１丁目115番	
2	懇親会費	22,620	R7/10/10	一石二鶏	各務原市那加西野町175-4	
3	講演料	50,000	R7/12/1	坂口裕之	大阪府豊中市新千里東町1-5-3	
4	手土産代	12,100	R7/12/4	株式会社三越伊勢丹	東京都中央区銀座４丁目6-16	
5	手土産代	11,880	R7/12/8	株式会社和光	東京都中央区銀座４丁目5-11	
6	懇親会費	15,000	R7/12/27	銀ノ助	岐阜市長住町4丁目7-5F	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	121,968				
	その他の支出	206,454				
	合計	328,422				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	15,690				
	合計	15,690				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
					宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	広報企画・作成費	93,117	R7/7/15	ごま企画	岐阜県安八郡神戸町斉田429-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	93,117				
	その他の支出	0				
	合計	93,117				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費	
					政治資金パーティー開催事業費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	胸章ほか	11,052	R7/10/2	シモジマ岐阜店	岐阜県岐阜市長住町9-8	
2	パーティお土産代	42,625	R7/10/3	ファストレーディング	山梨県甲斐市志田581	
3	パーティお土産代	75,000	R7/10/3	国民民主党	東京都千代田区永田町2-17-17	
4	お弁当代	41,904	R7/10/10	木曽路各務原店	岐阜県各務原市三井東町１丁目115番	
5	ハイヤー代	46,900	R7/10/10	名古屋エムケイ株式会社	名古屋市北区金田町4-1-1	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	217,481				
	その他の支出	8,097				
	合計	225,578				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年　3月　31日

政治団体の名称　せんだあきひろを育てる会

会計責任者の氏名　仙田　　晃宏　仙田

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和８年５月１４日

せんだあきひろを育てる会

代表　仙田　晃宏　殿

登録政治資金監査人　丹羽忠司
登　録　番　号　第　５２９３　号
研修修了年月日　平成29年9月1日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、せんだあきひろを育てる会の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、せんだあきひろを育てる会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

せんだあきひろを育てる会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、せんだあきひろを育てる会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上